

学校学生生徒旅客運賃割引証 交付願

(申請者記入欄)

申込日： 年 月 日

看護学科/研究科	年	学籍番号	氏名
生年月日	年 月 日 生 ( 才)		
必要枚数	枚 ※1回の申請での発行可能枚数は <b>4枚</b> までです		
使用目的	<input type="checkbox"/> 正課教育 <input type="checkbox"/> 課外教育活動 <input type="checkbox"/> 就職試験 <input type="checkbox"/> 帰省 <input type="checkbox"/> 見学 <input type="checkbox"/> 傷病治療 <input type="checkbox"/> 保護者旅行随伴		

(学務課記入欄)

作成年月日： 年 月 日

	1	2	3	4
No.				
割印				

**留意事項**

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

旅客鉄道株式会社（JR各社）の片道の営業キロが100kmを超える区間を乗車船する際に、学割証を利用することで普通乗車運賃が2割引になります。学生の旅客運賃割引制度は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としています。

<使用目的の範囲>

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 正課の教育活動
- (3) 正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

<交付>

「学割証交付願」に必要事項を記入して申込み、受領する際は学生証（裏面シール貼付のもの）を持参の上、学生係窓口にて受け取りに来てください（代理不可）。申込日の翌日に交付。

- (1) 学割証使用については下記の点に注意してください。
  - ①有効期限は発行日から3ヶ月間、発行日の訂正はできません。
  - ②学割証の貸し借りはできません。違反者には学割証の発行を停止します。
  - ③使用しなかった学割証は学務課に返却してください。
- (2) 学割証年間発行枚数は、年間原則として1人10枚です。1回の交付は4枚を限度とします。
- (3) 目的地まで同じ区間を往復する場合は1枚の学割で往復の乗車券が購入できます。